

## 高等教育における発達障害学生の支援

- 関西5府県における「発達障害学生支援に関する調査」を中心として -

小山ありさ\*・玉村公二彦

奈良教育大学学校教育講座(特別支援教育)

(平成21年5月7日受理)

## Support for Students with Developmental Disabilities in Higher Education - A Survey on University Students with Developmental Disability in Kansai Area -

KOYAMA Arisa and TAMAMURA Kunihiko

*(Department of Special Needs Education, Nara University of Education)*

*(Received May 7, 2009)*

### Abstract

Japanese universities have been providing some services for students with disabilities, mainly visual, hearing or physical disabilities. Support needs of students with developmental disability in higher education have been increasing. There are many unsolved issues on providing supports for university students with developmental disability, such as learning disabilities, ADHD, high functioning autism, although the special support education targeting developmental disabilities started from 2007.

We conducted the survey for clarify the status of students with disabilities focusing on developmental disabilities in universities. A questionnaire was sent to 99 universities in Osaka, Kyoto, Nara, Shiga and Wakayama prefecture. There were a few identified students with developmental disabilities comparing with sensory or physical disabilities. These students were provided some support, mostly counseling service. Some learning supports were offered by teaching staffs and increasing staffs' understanding in faculty development. However it seems that there were more possible at-risk students in universities. Although universities could offer some accommodations and supports, there were some difficulty to assess and identify developmental disabilities and their needs and to provide appropriate supports, for instance orientation, coaching, providing audio-visual materials and transition services to employment.

This survey pointed the importance of overcoming a lack of support, constructing support system and arranging supports and reasonable accommodation in cooperation with related institutes at universities.

**Key Words :** Developmental Disabilities  
Higher Education  
Support for Students with Disability  
Reasonable Accommodation

**キーワード :** 発達障害  
高等教育  
障害学生支援  
合理的配慮

## 1. 問題

2006年12月、第61回国連総会で採択された「障害のある人の権利に関する条約」は、批准国が20カ国を超え、2008年5月に発効するに至った。この条約の第24条教育条項においては、障害のある人の教育の権利を認め、一般教育システムでのインクルーシブな教育を確保することが定められている。そのうえで、教育条項第5項として、「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」と規定している。すなわち、障害のある人に対してインクルーシブ教育の実現を促進することを目的としつつ、障害者の高等教育機関で継続した教育の保障をめざすことが、国際的な課題となっている。

わが国の場合、障害者基本法においては、第14条に「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と規定されているが、もっぱら義務教育段階に重点が置かれている。日本学生支援機構は、毎年度「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」を実施しているが、2007年度の高等教育機関における障害学生の在籍実態は、障害学生数5,404人（前年度4,937人）（全学生数に対する割合は0.17%（同0.16%））、障害学生が0人の学校数は520校（同497校）（回答校全体の42.3%（同42.6%））、障害学生が1人以上在籍する学校数は710校（同670校）（回答校全体の57.7%（同57.4%））となっていた。大学等に在籍する障害学生は全国で5千人余りであり、あまりにも低い数値となっている。このように継続教育や高等教育における障害学生の教育の状況と支援施策の現状は十分なものとなっているとはいえない。さらに近年の全体の進学率の上昇に比してみても、障害者の大学進学への道は厳しい。また、授業保障として、ノートテイク、手話通訳、点訳などについて大学等に申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている（予定を含む）障害学生（支援障害学生）は、2,972人（前年度2,256人）（全学生数に対する割合は0.09%（同0.07%））であり、きわめて対応が遅れているといえる。支援の内容も、情報や建物へのアクセシビリティの向上などとなっており、対象は肢体不自由者や感覚障害者に限られている。

アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリアにおいて、継続教育や高等教育における障害者の教育の権利は、障害者差別禁止法等で守られてきた。高等教育における障害学生を支える法制としては、アメリカ合衆国では「障

害をもつアメリカ人法」及び「リハビリテーション法」、オーストラリアでは「オーストラリア障害者差別禁止法」、イギリスでは「イギリス障害者差別禁止法」が機能している。そのような中で、高等教育での障害学生の受け入れは、アメリカ学部学生で6.0%（DO-IT, non date, Health Resource Center, 2001）、イギリスの学部学生で5.4%（NDT, 2005）、オーストラリアでは留学生を除いて3.0%（Fraser & Sanders, 2005）となっており、わが国の障害学生受入数が0.17%という現状は極めて低率であると言える<sup>1)</sup>。アメリカでは、障害学生の40%が学習障害であるとされており（Health Resource Center, 2001）、イギリスにおいても障害学生の41%がディスレクシア（読み書き障害）であるとされている（NDT, 2005）。このように、欧米の場合、身体障害はもとより発達障害のある学生への対応の充実が指摘できる。

ところで、発達障害者支援法は、第8条の教育に関する条項の第2項において、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」ととりたてて規定をしているが、発達障害児・者に対する支援は、義務教育段階でようやく開始されたところである。わが国の場合、継続教育や高等教育に関しては、障害当事者の積極的な行動に依存している側面が強く、高等教育機関側は、彼らから求められて初めて支援に応じるという程度である。身体障害学生の場合でもそのような現状がある中で、支援ニーズが表面からはわかりにくい発達障害学生の場合はなおさらである。発達障害のある人たちに対する継続教育・高等教育での対応は十分でないのが現状である。

2007年度より特別支援教育が本格実施され、後期中等教育以前の段階で特別な支援を受ける児童・生徒数そのものが増加している。その中で、発達障害のある学生の入学数も少なくないといわれ、入学後に発達障害が初めて疑われる事例の存在も浮上しており、これらの学生への支援の手立てを構築し普及させることは、喫緊の課題であるといえる。発達障害のある学生の支援の取り組みを実際に始めている大学においては、連携・協力や面接相談等に関するものが比較的先行しているが、学業支援やテスト・評価に関する配慮や就労支援は進み難く、今後のより大きな課題であるといえる。また、大学等で支援関係者に生じているニーズとして、学内での発達障害に関する理解や、保護者・本人の障害理解に関する課題が浮かび上がってきており、支援の前提として、システム整備はもとより、さまざまな条件整備を進めていく必要があるといえる。こうした状況を踏まえ本報告では、今後の高等教育機関における発達障害のある学生の支援のあり方について検討することを目的として、高等教育機関における障害学生の支援現状を踏まえた上で、発達障害学生の支援の状況に関する調査を行った。

## 2. 方法

関西地方の5府県（大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山）の4年制・6年制の学部課程をもつ国公立の全99大学を対象に、郵送による質問紙調査を実施した。宛先は「学生支援課（障害学生支援担当者）」とし、各大学内で該当部門に振り分けられた。また、入学選考・授業支援・カウンセリング等に関連する項目に関しては、各担当者との相談や協力のもと記入をしてほしい旨の依頼も付記した。回収も郵送によって行い、無記名での回収としたが、調査結果の配布を希望する大学には記名を依頼した。調査用紙は、多肢選択もしくは数字の記入を主とする回答方法とし、一部に自由記述回答欄を設けた。在籍学部生数が10000名を超えると推測された大規模の8大学には、大学全体の状況を把握することに困難がある可能性を配慮し、一部の設問に関して回答形式の異なる質問紙を送付した。なお、調査の期間は、2008年11月17日から2008年12月19日までとし、2008年10月1日時点での状況についての記入を依頼した。

## 3. 結果と考察

### 3.1. 記入者の属性・回答のあった大学の規模と状況

99大学のうち53大学から回答があり、回収率は53.5%であった。53大学のうち、回答の主たる記入者の属性としては、8大学（15.1%）が障害のある学生の支援を主として担当する職員、34大学（64.2%）が学生支援一般を担当する職員であり、その他、保健・健康に関する職員や教員等によって記入されたものもあった。

回答のあった大学の学生数は、500名以下の大学が6大学（11.3%）、501～1,000名の大学が12大学（22.6%）、1,001名～2,000名の大学が10大学（18.9%）であり、学生数2,000名以下の大学が半数以上を占めていた。学生数5,000名以下の大学の総計が39大学（73.6%）であり、一方で10,000名を超える学生の所属する大学も5大学あった。学部数は1学部の大学が18大学（40.0%）あり、学部数が4以下の大学の総計は43大学で81.1%を占めており、最多の大学では11の学部があると回答していた。

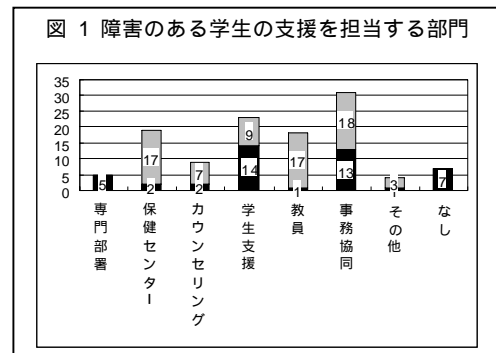
大学における基本的な状況を把握するため、大学における学生に関する困難を想定した各項目について、1～5の5段階で評定してもらう項目を設けた。1～5を「そうでない（あてはまらない）」から「そうである（あてはまる）」としたため、各大学間の比較は難しいが、各項目間に関する差異は生じ、大学が抱える学生に関する問題意識が明らかになった。

最も困難度が高いと回答されたのが、「大学での学び以前の基本的な学力が不足している学生が多く、対応が必要である」という項目であり、困難な状況としてあて

はまる（4もしくは5）と回答した大学が24大学あった。また、「経済的な問題から、修学の継続に困難を生じる学生が多く苦慮している」については19大学、「中途退学する学生が数的に多く、対策が必要であると感じている」については18大学があてはまると回答していた。講義時の状況については「講義中の学生の私語が講義の実施の障害となっていることが多く、問題となっている」について、17大学があてはまると回答しており、講義中の離席・退室や講義の欠席等と比較しても多かった。逆に、学内での学生同士のトラブルや、学生の学外での問題行動に関する項目では、あてはまるという回答は少なかった。

### 3.2. 障害のある学生への支援・配慮

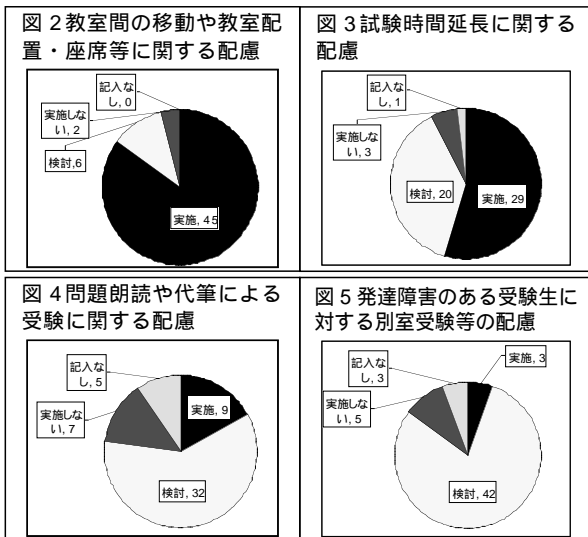
障害のある学生の支援を担当する部署の回答をまとめたものが図1である。障害のある学生を支援するための専門部署を備えている大学は、5大学であった。学生支援を担当する部署が障害のある学生の支援を主導する大学は14大学、事務担当の協同によって行うという大学は13大学であった。また、支援に参画する部門としては、保健センター等や教員も多く挙げた。一方で、「障害のある学生を支援するシステムはない/障害のある学生が在籍していたことがない」と回答した大学も7大学あった。



具体的な支援・配慮に関しては、入学選考時の支援・配慮、定期考査等実施時の支援・配慮、学生生活上の支援・配慮の3テーマに関して、各種の支援や配慮を想定し、「実施したことがある・実施している」「今後ニーズがあれば検討する」「実施したことはなく今後も実施しない」、さらに定期考査等の実施上あるいは学生生活上の支援・配慮に関しては「各科目の担当教員の裁量に任せている」「学生グループ等が実施しているが、大学側は関与していない」等から選択する形式で実施状況を尋ねた。

入学試験時の支援・配慮の実施状況を図2から図5に示した。実施経験のある大学が最も多かったのは、「教室間の移動や教室配置・座席等に関する配慮（車椅子や杖を使用する受験生、視覚障害のある受験生等）」であり、

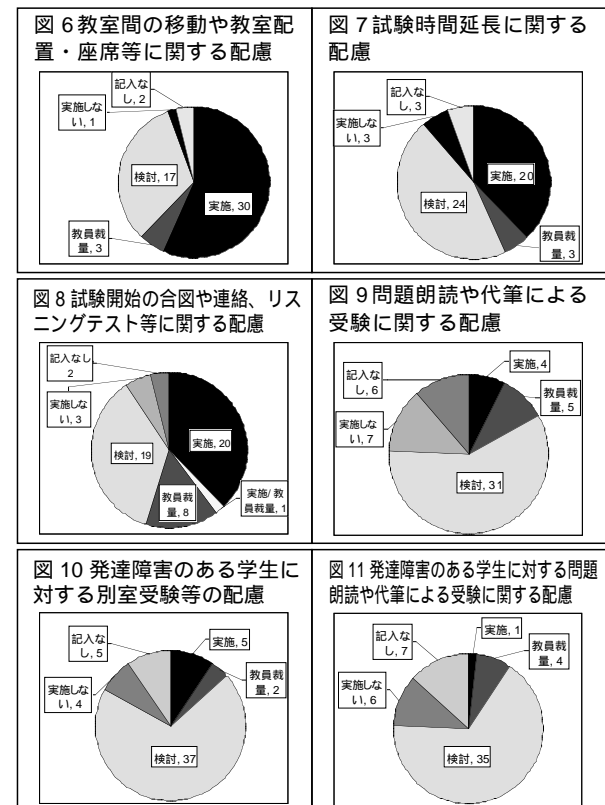
45大学(84.9%)が実施していた。また、「試験開始の合図や連絡、リスニングテスト等に関する配慮(聴覚障害のある受験生)」「点字受験や拡大問題・答案用紙による受験に関する配慮(視覚障害のある受験生)」「試験時間延長に関する配慮(上肢の障害や視覚障害のある受験生)」「内部障害のある受験生に対する別室受験等の配慮」の4項目についてはいずれも、実施経験のある大学が29~33大学(5~6割程度)あり、ニーズがあれば検討するとした大学も16~20大学(3~4割程度)あった。それらと比して実施経験のある大学が少ないのは「問題朗読や代筆による受験に関する配慮(上肢の障害や視覚障害のある受験生)」であり、実施経験のある大学は9大学のみであった。また、精神障害・発達障害のある受験生に対する支援・配慮の実施経験のある大学はさらに少なく、「精神障害のある受験生に対する別室受験等の配慮」が5大学、「発達障害のある受験生に対する別室受験等の配慮」が3大学、「発達障害のある受験生に対する問題朗読や代筆による受験に関する配慮」が1大学、「発達障害のある受験生に対する試験時間延長に関する配慮」が5大学であった。これらの項目については、7~8割程度の大学は、ニーズがあれば検討すると回答していた。



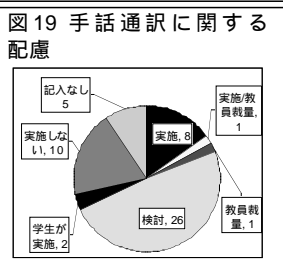
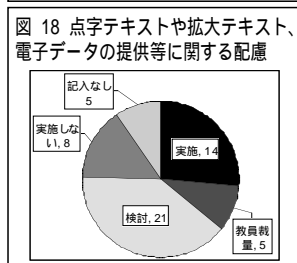
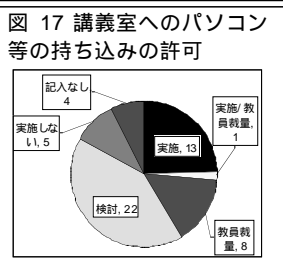
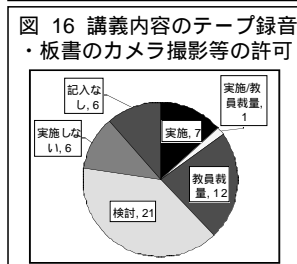
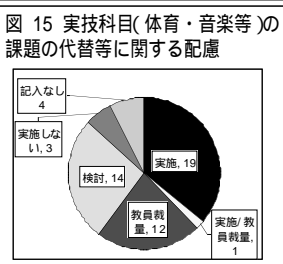
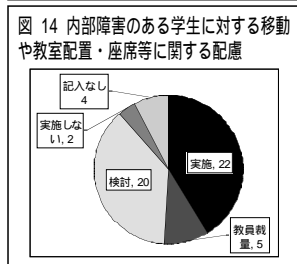
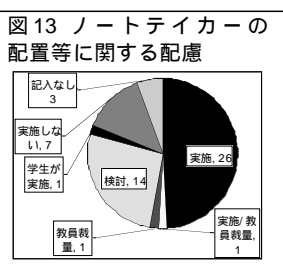
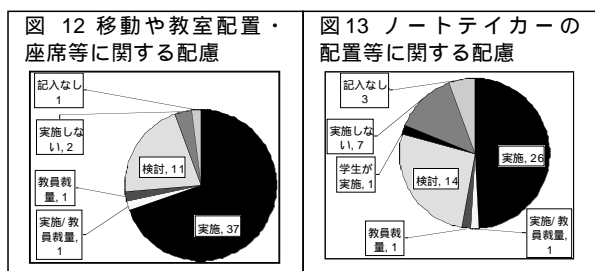
これらに対して、入学後の定期考査等の実施時における障害のある学生に対する支援・配慮を図6から図11に示した。身体障害のある学生についての項目では、入学試験時と比較して、実施経験のある大学の数は少なかった。これは、入学試験受験者数に対して、実際に入学した学生数が少ないこととも関係していると考えられる。各項目別では、「教室間の移動や教室配置・座席等に関する配慮(車椅子や杖を使用する学生、視覚障害のある学生等)」が最も実施経験のある大学が多く、30大学(56.6%)が実施していた。「試験開始の合図や連絡、リスニングテスト等に関する配慮(聴覚障害のある学生)」等の4項目(入学選考時と同様の項目)については、18

~20(3割強)の大学に実施経験があり、特に聴覚障害のある学生に対する配慮に関しては、各教科を担当する教員の裁量に任せているという大学も8大学と多かった。また、「問題朗読や代筆による受験に関する配慮(上肢の障害や視覚障害のある学生)」については実施したことのある大学は4大学と少なかった。全体として、身体障害のある学生に対する定期考査実施上の支援・配慮の実施状況は、入学選考時と比べて実施率は低いものの、項目間の比較としては似たプロフィールを示しているといえる。

それらに比して、精神障害・発達障害のある学生に対する支援・配慮については、入学選考時と比較して、実施数が増加しているのが特徴的であるといえる。「精神障害のある学生に対する別室受験等の配慮」が7大学、「発達障害のある学生に対する別室受験等の配慮」が5大学、「発達障害のある学生に対する問題朗読や代筆による受験に関する配慮」が1大学、「発達障害のある学生に対する試験時間延長に関する配慮」が5大学において実施されていた。詳細は不明であるが、大学入学後に精神障害を発症した学生や発達障害が発見された学生の存在や、入学選考時には障害を伏せて受験したが入学後に支援・配慮の必要性を申し出た学生、入学選考時には支援・配慮なしで受験したがその後支援・配慮を受けるようになった学生等の存在が想定でき、身体障害のある学生と比較して、精神障害や発達障害のある学生に関して特徴的な状況であるといえる。



定期考査時以外の学生生活（主として学業面）における支援・配慮に関する項目について図12から図19に示した。「移動や教室配置・座席等に関する配慮（車椅子や杖を使用する学生、視覚障害のある学生等）」の実施経験のある大学が、37大学（69.8%）と多かった。次いで「ノートテイクの配置等に関する配慮（視覚障害・聴覚障害・上肢の障害のある学生等）」（26大学）「内部障害のある学生に対する移動や教室配置・座席等に関する配慮」（22大学）「実技科目（体育・音楽等）の課題の代替等に関する配慮（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部障害のある学生等）」（19大学）等も多くあったが、全体として、「各科目の担当教員の裁量に任せている」という回答も多かった。



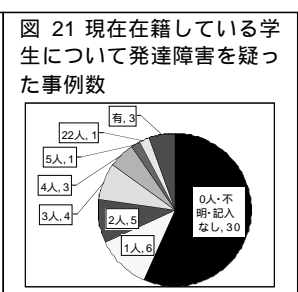
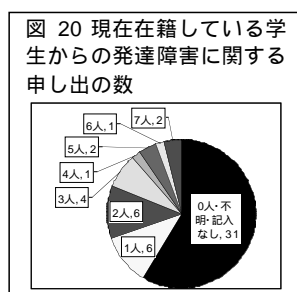
3.3 発達障害のある・疑われる学生の在籍の把握状況

大学における発達障害のある・疑われる学生の在籍の把握状況を示したものが、図20から図21である。

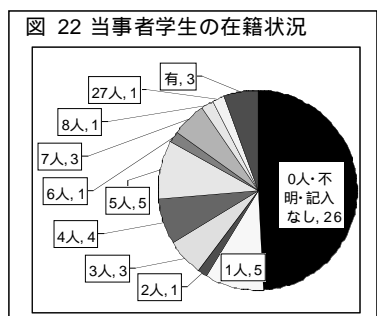
現在在籍している学生について、学生本人もしくは保護者等から、「発達障害がある」「発達障害があるので支援が必要である」という申し出を受けている大学は、22

大学（41.5%）であった。その中でも最も多いのが、高機能自閉症・広汎性発達障害・アスペルガー障害等の、自閉症スペクトラム障害（以下ASD）の学生に関する申し出であり、20大学が合計47名（1大学あたり最大7名）についての申し出を受けていた。次いで多いのが学習障害（以下LD）であり5大学で合計8名、また、注意欠陥/多動性障害（以下ADHD）が4大学で4名、知的障害（以下MR）が2大学で2名、その他詳細不明の発達障害が2大学で合計3名であり、これら全体の合計で64名であった。過去の在籍生に関してはこれと比して非常に少なく、申し出を受けたことがあったのは6大学のみで、殆どがASDの学生に関するものであった。

これに対して、学生本人や保護者等からの申し出がない場合について、大学側が発達障害の疑いがあると判断したケースのある大学は、23大学（37.7%）であった。このうち大規模の大学については人数を特定する質問は行っていないが、それ以外の20大学だけでも総計67名にのぼった。内訳としては、詳細は不明であるが何らかの発達障害が疑われる学生が10大学で34名と多く、次いでASD疑いが11大学で17名、また、LD疑いが7大学で9名、MR疑いが2大学で4名、ADHD疑いが3大学で3名であった。過去に在籍していた学生については、これに比して非常に少なく、49大学中7大学での9名の学生に関する回答のみであった（大規模の大学に関してはこの質問は行っていない）。

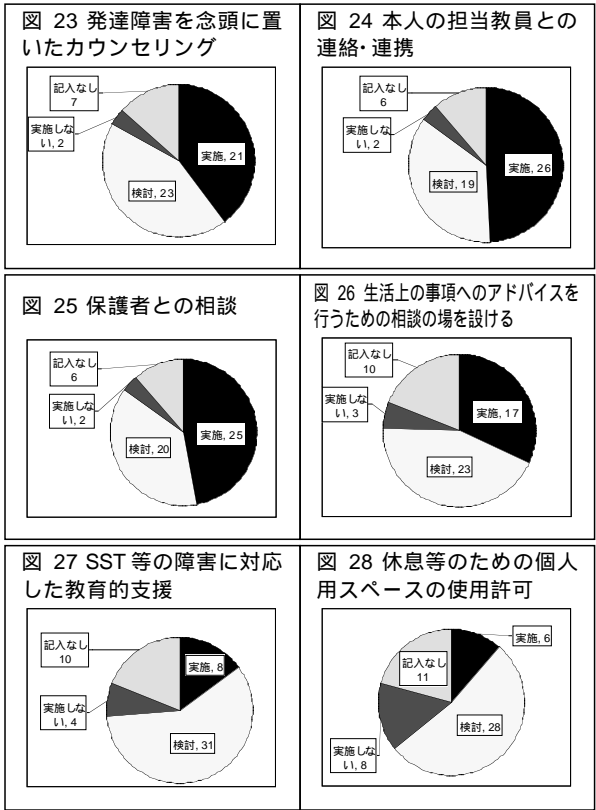


これらの発達障害のある・疑われる学生をあわせて当事者学生と捉え、その在籍状況を検討してみると、53大学のうち27大学（50.9%）に、合計で少なくとも150名程度の当事者学生が在籍していることが把握されている（図22）。



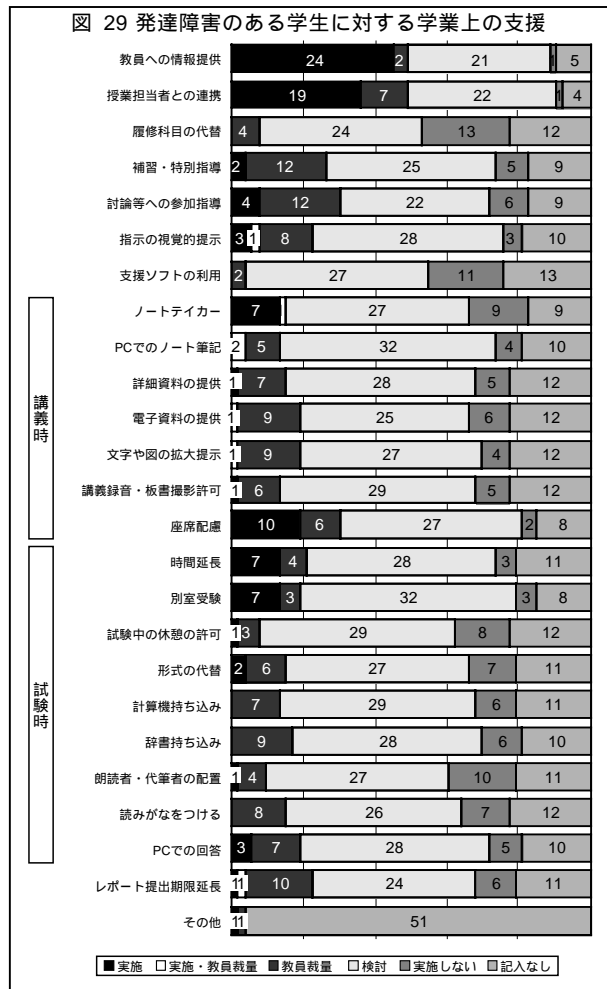
### 3.4 発達障害のある・疑われる学生に対する支援・配慮

発達障害のある・疑われる学生に対する学生生活上の支援・配慮の実施状況を図23から図28に示した。比較的多くの大学に実施経験があるのが、「心理的な問題を念頭に置いたカウンセリング」(24大学)、「発達障害を念頭に置いたカウンセリング」(21大学)、「本人の担当教員(所属ゼミの教員等)との連絡・連携」(26大学)、「事務等を扱う関係職員との連携や情報提供」(26大学)、「保護者との相談」(25大学)等の、連絡・連携や、カウンセリングに関する項目である。また、それらに次ぐ形で、「生活上の事項(スケジュールや履修等)について、具体的なアドバイスを行うための相談の場を設ける」(17大学)、「学生生活・日常生活等で困ったときにすぐ相談や質問を行えるように専用の相談システムを設けたり、相談相手を指定しておく」(16大学)、「医療機関を紹介する」(13大学)、「進路決定・就労などに関して、特別に個別の相談の機会を設ける」(12大学)等の項目も実施されている。それらに対し、「ソーシャルスキル教育等の障害に対応した教育的支援」(8大学)、「障害の自己認識に関連した支援」(8大学)、「休息や気分の切り替えに使用できるような個人用のスペースを設け使用を許可する」(6大学)等については実施経験のある大学は少なかった。これらに関しては、ニーズの高さという問題だけでなく、専門的知識や技術が必要であるとともに、人的物的な資源の問題から、実施されていない可能性がある。



発達障害のある学生に対する学業上の支援の状況を示したのが図29である。「教員への情報提供」(24大学)や「本人が受講する授業担当教員との連絡・連携」(19大学)等の連絡・連携に関する項目は、学生生活上の支援と同様実施経験率が高く、次いで「(講義時に)座席の配慮を行う」(10大学)、「(講義時に)ノートテイクをつける」(7大学)、「(定期考査時に)試験時間の延長を行う」(7大学)、「(定期考査時に)試験を別室で受験させる」(7大学)等は比較的实施経験率が高いが、それ以外の項目については全て実施経験のある大学が4大学以下であり、実施経験がある大学のない項目もある。全体として、学業上の配慮・支援に関しては、実施経験があると回答した大学は圧倒的に少ないといえる。

これらに関しては、支援や配慮はニーズとの対応から実施されるものであり、学業面での困難をもたない当事者学生の場合これらの支援や配慮を必要としないということが関係していると考えられる。そして今回の調査では、大学側に把握されている当事者学生としては、学業上の困難が想定できるLDやMRの学生(疑い含む)と比較して、第一義的な障害としては学業上の困難は小さいと考えられるASDの学生(同)が圧倒的に多数であったことも、これらの状況の裏づけともなりうる。しかし一



方で、実際に必要な配慮・支援であっても、学業上の配慮・支援の進みにくさは先行研究等においてもいわれており、実施経験率の低さがニーズ充足度の低さを反映していないとは言い切れない。

### 3.5. 発達障害のある学生に対する支援・配慮の困難 - 自由記述から

発達障害のある学生に対する支援・配慮に関しては、全体として多くの記述回答がみられたが、その中でも目立つのは、入学後に発達障害が疑われた事例に対する対応の困難さに関するものであった。本人や保護者の障害の受けとめが進んでいないため、障害に応じた個別の対応を行うことに困難が生じている、というものである。障害の疑いを伝えることが難しい、本人や保護者等が障害があることを認めない、障害があるのかどうかわからない、といった記述が多くみられた。一方で、発達障害に限定しない形で、さまざまな困難（心理的問題等も含む）を抱える学生全体を支えるシステムを用いて、学生全体の支援を行うのが現実的であるという意見もみられた。

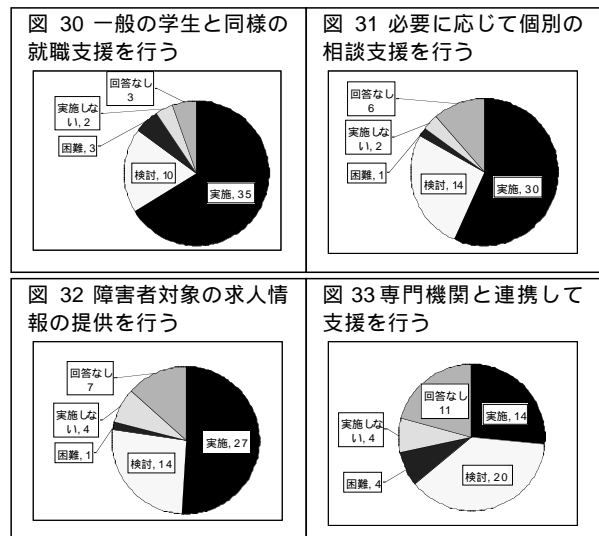
また、発達障害のある学生の支援のシステムについては、現在模索の段階にあるという大学も多かったが、その中で、教職員等の理解を得ることの困難についても記述している大学が多かった。発達障害は外見からはわかりにくいいため、理解を得ることが難しいということも、大きな要素といえる。さらに、理解と一口に言っても、言葉だけの理解では実際の対応につながりにくく、理解と対応面でのギャップ・困難についての記述もあった。大学内のスタッフに関しても、専門的知識を持つものが少ないため困難があるという記述もみられ、さらに、外部で連携できる専門医等の少なさに関する記述もあった。また、発達障害と一口に言っても個人差が大きいため、理解を得ることや支援・配慮を行うことに関して、困難が生じやすいという側面もある。システムそのものの構築に関して、困難な状況にあるという記述も多かった。

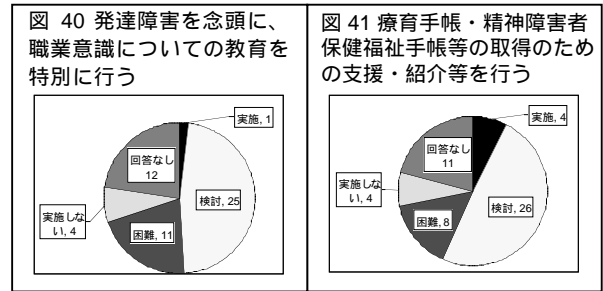
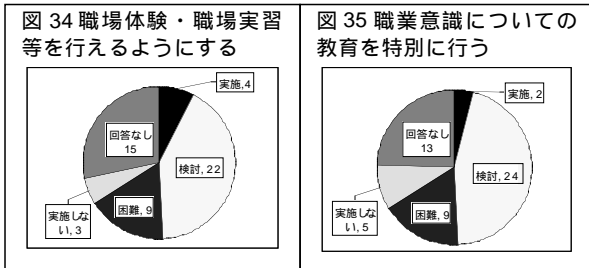
個別の対応に関しては、定期試験や学外実習に際して、誤字脱字やひらがなの代用についての配慮を行っている大学が実例として回答しており、一方で、学業上の困難から保護者とも相談の上納得して退学した学生の実例を挙げている大学もあった。入学を認め受け入れた学生に対して、大学での学び（到達点を含め）をどのように考え支えていくのかということについては、特に学業上の困難を抱える学生に対しては、大きな問題であるといえる。また、カリキュラムに組み込んだ形での教育的支援や、早期からのキャリア教育、高校との連携や複数の大学間での連携の必要性に関する記述もみられ、ミクロ的・マクロ的両視点からの取り組みの必要性が示唆されている。

### 3.6. 就職・進路支援

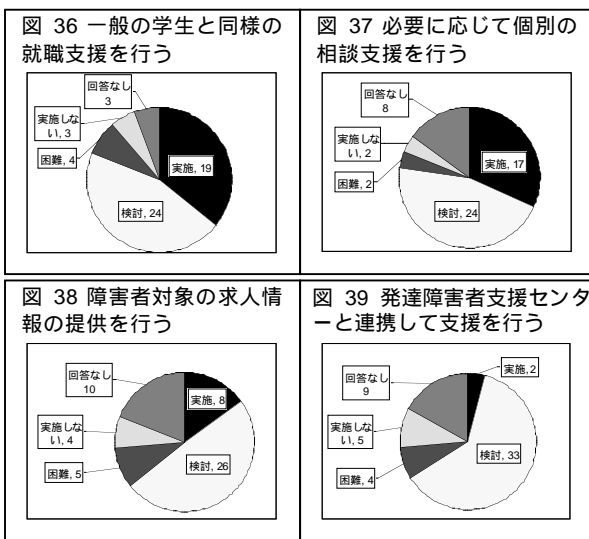
全学生を対象とした就職・進路支援としては、情報提供・セミナー開催・合同説明会の開催・体験報告の紹介・相談支援・模擬試験や模擬面接の実施・インターンシップに関連する支援等が、いずれも3分の2以上の大学において行われており、最も実施率の高かった「情報提供（求人票やポスターの掲示・図書やビデオの貸し出し・検索用パソコンの設置等）」に関しては、47大学（88.7%）において実施されている。しかし、障害のある学生に対しては、障害者雇用枠における就労を想定する等、より絞り込んだ形での支援が必要である場合も多い。

身体障害（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部障害等）のある学生に対する就職支援の状況をまとめたのが、図30から図35である。「一般の学生と同様の就職支援」を提供した経験のある大学が35大学（66.0%）と多く、次いで「必要に応じた個別の相談支援」を実施したことのある大学が30大学（56.6%）、「障害者対象の求人情報の提供」を実施したことのある大学が27大学（50.9%）であった。「地元のハローワークと連携した支援」「障害者職業センター等の障害者の就労支援のための専門機関と連携した支援」「障害者対象の求人情報の積極的な収集」「障害者を対象とした就職ガイダンス等についての情報の収集・提供」「身体障害を念頭に置いた職種・職場選択についてのアドバイス」についてはそれぞれ、11～18大学に実施経験があり、ニーズに応じて検討するとして大学も含めるといずれも6割を超えた。一方で、「身体障害を念頭に、模擬面接等の就職のためのトレーニングを特別に行う」（5大学）、「身体障害を念頭に、職場体験・職場実習等を行えるようにする」（4大学）、「身体障害を念頭に、職業意識についての教育を特別に行う」（2大学）等のより専門的に個に応じた形での支援については、実施経験のある大学は少なかった。





これらに対して、発達障害のある学生に対する就職支援の状況をまとめたのが図36から図41である。身体障害に比して、発達障害の場合、実施経験率は圧倒的に低い。比較的实施経験のある大学の多かった項目に関しても、「一般の学生と同様の就職支援」(19大学)「必要に応じた個別の相談支援」(17大学)と、身体障害のある学生に対するものと比しても非常に少ない。その他の項目に関しては、「地元のハローワークと連携した支援」(5大学)「発達障害者支援センターと連携した支援」(2大学)「障害者職業センター等の障害者の就労支援のための専門機関と連携した支援」(5大学)「障害者対象の求人情報の提供を行う」(8大学)「障害者対象の求人情報の積極的な収集」(7大学)「障害者を対象とした就職ガイダンス等についての情報の収集・提供」(6大学)「発達障害を念頭に、職場体験・職場実習等を行えるようにする」(3大学)「発達障害を念頭に、本人に合う職種・職場選択についてのアドバイスを行う」(7大学)「発達障害を念頭に、職業意識についての教育を特別に行う」(1大学)「発達障害を念頭に、模擬面接等の就職のためのトレーニングを特別に行う」(3大学)「療育手帳・精神障害者福祉手帳等の取得のための支援・紹介等を行う」(4大学)と、さらに実施経験のある大学の数は少なかった。



これらに関しては、大学側が発達障害のある学生の在籍について認識しているかどうか(在籍しない可能性も否定はできないが)という問題と関連している可能性がある。実際に、当事者学生が在籍していると回答している大学の方が、これらの支援を実施している比率は高くなっている。しかし、在籍していると回答していない大学においても、数としては少ないがこれらの支援が実際に行われており、大学側として支援の必要な学生を正確に把握はしていなくとも、その場でのニーズに応じる形での配慮や支援を行っていることが推測できる。よって、これらの支援の実施数の少なさは、他の要因についても検討しておく必要があるといえるだろう。

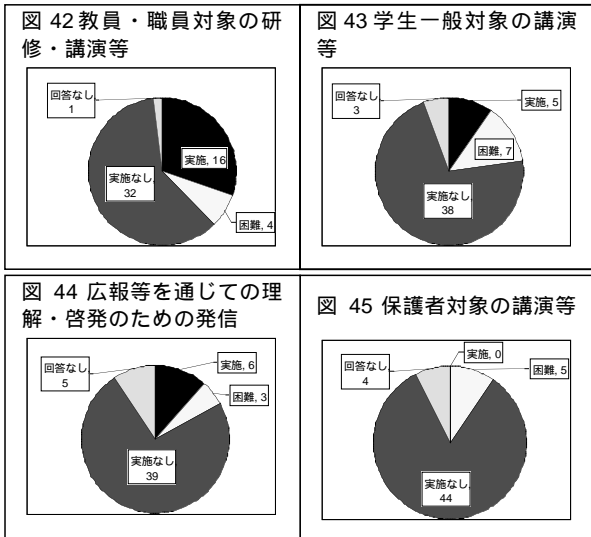
記述回答等からは、「発達障害がどうかわからないので対応に迷う」「本人や保護者が障害を認めないため支援が行いにくい」等の、発達障害特有の状況を窺わせる意見もみられる。学業上あるいは学生生活上の支援の中には、インクルーシブな形で行うことのできるものも比較的多いが、就労支援に関しては、障害者雇用の枠組みを利用する場合に関しては、本人や家族の受けとめが必須となり、曖昧さの中での支援が困難であることは推測できる。さらに、大学等に在籍する発達障害当事者学生の多くは、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の障害者手帳を取得しておらず(また、取得資格を認められない事例も想定できる)結果として障害者雇用の枠組みを利用できない場合も多い。しかし、一般の雇用の枠組みにおいては、採用や雇用の継続に困難をきたす事例も多く(特にASDの事例では、筆記選考を通過しても面接において不採用となることが多いといわれる)大学を卒業するも就労できずという事例に関する記述もみられる。また、企業側からの求人に関しても、発達障害を想定したものは現状みられないという記述もあり、システム面からも支援の困難さが窺える。また、「専門性のあるスタッフがいない」等の記述もみられ、職業教育等の臨床的な支援や、手帳取得や専門機関への照会等の支援に関しては、実施を検討する以前の段階にとどまっている大学もある可能性がある。高等学校以前の段階と違い、相談すべき専門機関が明確に指定されていないことも、困難の一因といえるかもしれない。



### 3.7. 発達障害に関する理解・啓発のための活動

大学主体での発達障害に関する理解・啓発の活動を実施しているかどうかについて、図42から図45に示した。

「発達障害に関する教員・職員対象の研修・講演等」(16大学)、「発達障害に関する学生一般対象の講演等」(5大学)、「広報等を通じての理解・啓発のための発信」(6大学)に関して、実施している大学はあったが少数であった。また、「発達障害に関する保護者対象の講演等」については実施している大学はなかった。



## 4. まとめ

障害のある学生の支援に関する研究は、これまで多くの成果の蓄積がある。たとえば、国立大学協会は、国立大学における身体障害学生の支援に関する調査研究を行い、障害学生支援センターの設置を提言しており(国立大学協会第3常設委員会, 2001)、日本学生支援機構は全国的な大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査を、各年度行っている(直近のものは、日本学生支援機構, 2008a)。また、民間の全国障害学生支援センターも「大学における障害学生受け入れの現状」の調査と大学ごとでの集約を行っている(全国障害学生支援センター, 2008)。このような中で、日本学生支援機構は、障害学生修学支援ネットワーク事業として、2006年から拠点校を設定して障害学生修学支援制度の整備を行っている(現在の拠点校は、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学)。これらの拠点校での活動は、「教育環境のユニバーサルデザイン化」の取り組みとして評価できる(広島大学大学院総合科学研究科, 2009)。これらの取り組みの多くは、しかし、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の学生への支援が主なものとなっており、発達障害に関しては研究や取り組みは緒についたところである<sup>2)</sup>。

先に示した日本学生支援機構調査では、全国1,230校の大学、短期大学、高等専門学校に対して障害学生数を尋ねたところ、発達障害として認められていたのはわずか178名であった。これは義務教育段階での68万人という数値からほど遠く、進学者数を少なく見積もったとしても、やはり相当数の発達障害のある学生が把握されていないものと推察できる。事実、2005年に実施された「発達障害のある学生の支援に関する全国調査」では、797校からの回答のうち、229校(30%)で過去5年間に発達障害のある学生からの相談を受けており、具体的には「対人関係でのトラブル」や「学業上の困難」があげられている(国立特殊教育総合研究所・日本学生支援機構, 2007; 佐藤・徳永, 2006; 佐藤, 2006)。本調査においても、発達障害の診断を受けていると思われる学生に関する回答があり、また、発達障害の様相がみられる学生の存在も指摘されているが、総数としては極端に少なく、その数が正確に把握されているとは言い難い現状がみられた。発達障害のある学生の在籍状況については、把握されていない潜在的な在籍数の存在が推測される。

しかし、状況把握のための取り組みを行っている大学でも、それには困難がある。たとえば、入学時健康診断において自閉症スペクトラム障害の傾向のチェックを行うアンケートを実施した研究においても4.0%の学生が把握されたが、保健管理センターでの相談できる関係づくりが提言されているにとどまっている(北添紀子他, 2009)。本調査においても、大学在学中に自閉症スペクトラム障害の疑いが指摘される場合が多かったが、実際にどのような方法をとれば支援につながるニーズの把握が可能なのかという問題があると指摘する回答がみられた。学生を支える立場にある職員・教員等が、学生の個人差に関する感覚を豊かにもち、配慮の必要がある学生に接した際にはそうしたニーズを感じ取って、支援につなげていくという姿勢が必要である。さらに、こうしたニーズの発見から支援につなげられるためのシステムを、明確で信頼できるものとして示しておくことによって、職員・教員等がより安心して学生を支えるための姿勢を保ち続けることができると考えられる。

発達障害のある学生に対する支援に関しては、支援の必要性の個人差や在籍数の把握の困難から評価を行い難いが、連絡・連携や相談・カウンセリングに関することの実施率は高い。ニーズの高さとともに、実施上の条件整備面での状況が整っていることが、これらの理由としては考えられる。こうした取り組みの先進となっているのは、富山大学の学生支援センターでのコミュニケーション支援の取り組みであろう。そこでは、オンラインでのネットワークを活用した学習・相談機能を確保しつつ、オフラインでコーチング、カウンセリング、FDなどを実践する機能をもたせており、発達障害学生に対する具体

的な支援を提供している(斎藤, 2008)。逆に、現時点では実施数の少ない、障害に対応した教育的支援等では、学内の担当者への研修等に加えて、学外の専門家との連携のためのシステムを構築するなどの条件整備の必要が生じる。こうした際に力を発揮することを期待したいのが発達障害者支援センター等の専門機関である。

学業面での支援については、支援を有効に進めるためには、各科目の担当教員等の関連教職員の理解が必須であり、どのような支援や配慮を行うことが公正であるのかということの規準が打ち立てられることも必要である。特に、対人関係上の問題の生じやすい実習等の場合については、重点的に検討する必要がある。海外の大学等での合理的配慮の例を参考にしつつ、日本でどのような形で配慮を実施していくことが妥当であるのかということについて、より一層の研究が行われその成果が還元されることが期待される。そしてそれに加え、実際に実施した実践例を積み重ねることによって、配慮がより当然で公正なものと捉えられるようになっていくことが目指されるべきではないかと考えられる。

障害者手帳をもたないことが多い発達障害のある学生の就労に関しては、かなり困難がある状況であり、大学だけの努力では大きな困難が残る。法制レベルでの状況改善や企業の意識の変革を求めるとともに、支援を行う側として可能な限りの策を講じることが、現状の就労支援の中でなし得ることであるだろう。具体的に就労のための条件を改善するための方策としては、障害を念頭に置いた上でのSST等のトレーニングや、企業での職業実習等の就労体験による学習が挙げられる。実施する支援者にはある程度の専門性が求められるが、そうした実践上のリソースとして専門機関が力を発揮することが期待される。さらに、就業後の支援への継続性も視野に入れた連携が期待される。

## 注

- (1)学生支援機構(2008)は、アメリカ合衆国11%、EU3%というデータを示している。より詳細に述べれば、アメリカ11.3%、イギリス6.4%、フランス2.2%、ドイツ19%という数字をあげている。
- (2)障害学生支援に関しては、近年、多くの専門誌で特集が組まれてきた。例えば、日本リハビリテーション協会『ノーマライゼーション』(第24巻第4号、2004年)は、「高等教育における障害学生の受け入れと支援」を特集し、同協会『リハビ

リテーション研究』(No.122, 2005年)も「大学における障害学生への支援」を特集している。また、全国障害者問題研究会『障害者問題研究』(第35巻第1号)も、「大学における特別なニーズへの対応」を特集している。さらに、日本学生支援機構の発行する『大学と学生』(第520号、2007年)では、「障害学生支援」を特集し、同(第534号、2008年)では「発達障害」を特集している。

## 参考文献

- DO-IT(n.d.)The Faculty Room, Statistics, University of Washington, Available at:<http://www.washington.edu/doi/Faculty/Rights/Background/statistics.html> (accessed 05/2009).
- Fraser, K. and Sanders, E. (2005) Educating university teachers about students who have a disability: participation and access. in K. Fraser(ed.) Educational Development and Leadership in Higher Education: Developing on Effective Institutional Strategy. Routledge Falmer.
- 広島大学大学院総合科学研究科(佐野真理子・吉原正治・山本幹雄)(2009)大学教育とアクセシビリティ - 教育環境のユニバーサルデザイン化の取組み・丸善.
- 北添紀子・藤田尚文・寺田信一・是永かな子・泉本雄司・植田左(2009)大学生における自閉症スペクトラムの調査 - the Autism-Spectrum quotient結果の分析. LD研究, 18(1), 66-71.
- National Disability Team(NDT)(2005).Statistics on Course Available at:[http://www.natdisteam.ac.uk/resources\\_statistics\\_ncourse.html](http://www.natdisteam.ac.uk/resources_statistics_ncourse.html) (accessed 05/2005)
- 国立特殊教育総合研究所・日本学生支援機構(2007)発達障害のある学生支援ケースブック: 支援の実際とポイント(特殊研B-210).
- 日本学生支援機構(2008a)平成19年度(2007年度)大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.
- 日本学生支援機構(2008b)諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する支援状況調査・情報収集事業報告書. 斎藤清二(2008)「オフ」と「オン」の調和による学生支援 - 発達障害傾向をもった大学生へのトータル・コミュニケーション支援. 大学と学生, 534, 16-22.
- 佐藤克敏・徳永豊(2006)高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援の現状. 特殊教育研究, 44(3), 157-163.
- 佐藤克敏・徳永豊(2007)障害に関する教育心理学的研究の動向と課題 - 高等教育段階の軽度発達障害のある学生の支援に関する研究課題. 教育心理学年報, 46, 121-129.
- 佐藤克敏(2006)わが国の高等教育機関におけるLD・ADHD・高機能自閉症等への支援の現状. LD研究, 15(3), 289-296.
- 全国障害学生支援センター(2008)大学案内2008障害者版(全国障害学生支援センター)